

第19回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

と き 平成28年3月2日(水)

ところ 尼崎市保健所集団指導室

1 警察との意見交換について

2 その他

(添付資料)

資料1 第19回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿

資料2 アニマルポリス・ホットライン(動物虐待事案等専用相談電話)

資料3 虐待等事案に関する警察との連携について

資料4 尼崎市の事例



兵庫県警察

県民とともに。 県民のために。

兵庫県警察本部
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
電話 (078)341-7441(代表)



トップページ>相談窓口>アニマルポリス・ホットライン(動物虐待事案等専用相談電話)

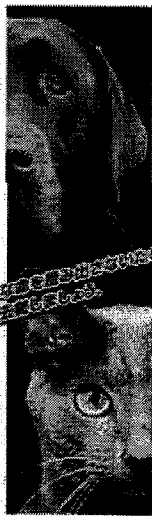
アニマルポリス・ホットライン(動物虐待事案等専用相談電話)

警察では、県民生活の安全と平穏を確保するため、重要凶悪事件の前兆事案である動物虐待事案への的確な対応を図るべく、動物虐待事案等専用相談電話「アニマルポリス・ホットライン」を設置して、平成26年1月6日(月)から相談に応じています。



- ・ 犬や猫などを殺したり傷つけたりする行為
- ・ 犬や猫などに餌を与えず衰弱させる行為
- ・ 犬や猫などを捨てる行為

犯罪です。



動物の遺棄・虐待は

相談方法: 電話

動物愛護関連の法令に詳しい警察官が応じます。

- 受付時間: 平日 9時00分～17時30分
(夜間、土・日・休日は受け付けていません。)
- 電話番号: (078) 371-8974
みないちばんにぎやくたいなし
～ みな一番に(動物)虐待なし ～
- 受付対象: 兵庫県下で現に行われている動物虐待等の事案

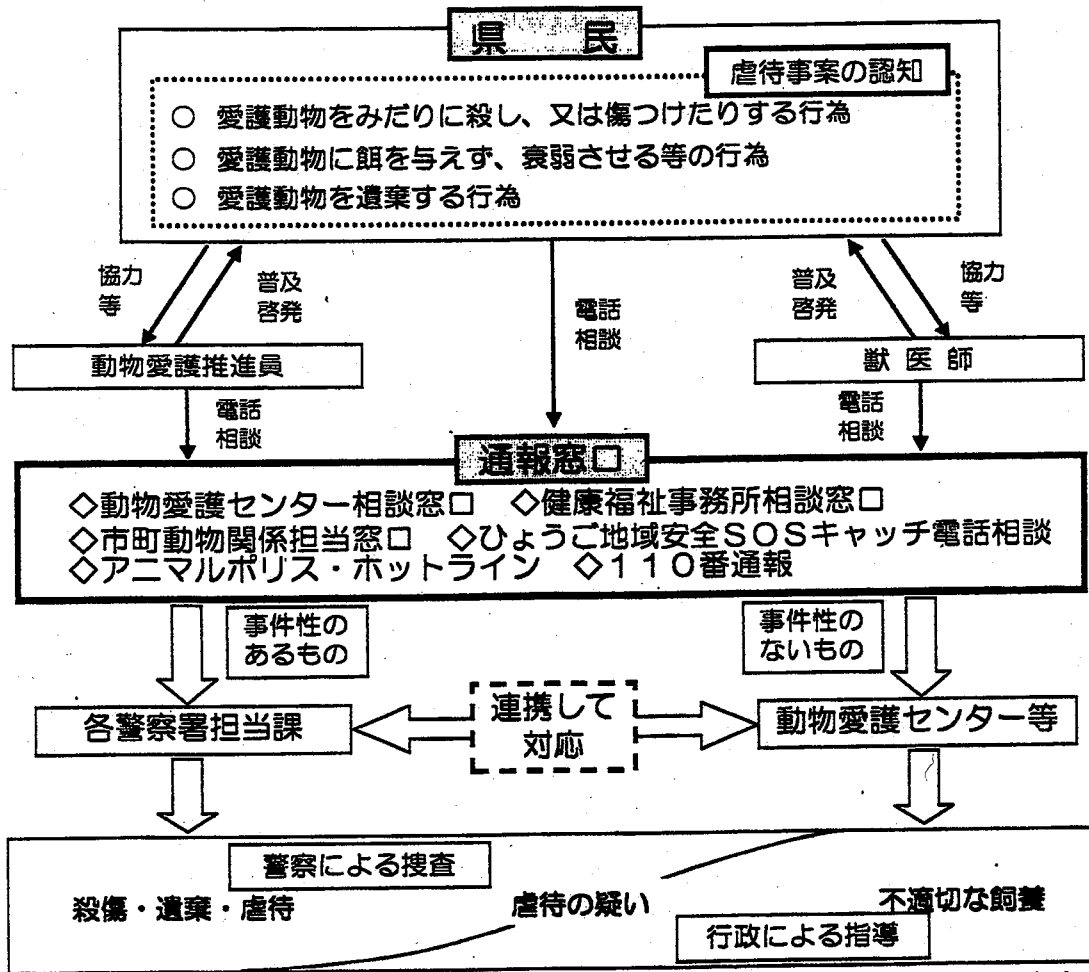
兵庫県警察本部
100万円以下の罰金
2年以下の懲役
200万円以下の罰金

環境省 Ministry of the Environment

ページのトップへ

Copyright(C)2005 Hyogo Prefectural Police Department. All rights reserved

図14 虐待等事案に関する警察との連携について



行政、警察がそれぞれ窓口を設置し、虐待等の事案の把握、探知に努めています。事件性のあるものは警察が、事件性のないものは行政が、虐待等が疑われる事案等両者の協力が必要なものは連携を図り適切に対応します。

アニマルポリス

H26年1月6日から始動

尼崎市の事例

1. H26, 1, 6 匿名通報

犬の飼養方法：鳴き声の苦情

(昨年、市動愛センターに相談したが改善されなかったので電話した)

※ センター対応案件

2. H26, 1, 6 匿名通報

犬の飼養方法：鳴き声の苦情

※ センター対応案件

3. H26, 2, 14

猫の飼養方法：マンション2階で飼養されており鳴き声がある。寒いので虐待ではないか？

※ センター対応案件

4. H26, 3, 17

犬の飼養方法：多頭飼いで十分に世話をしていないのではないかと？

※ センター対応案件

5. H27, 2, 18

野良猫へのえさやり：議員に相談したら、アニマルポリスホットラインを紹介された、とのこと。

※ センター対応案件

6. H27, 4, 9

猫の虐待の疑い：家から猫が叫ぶような声が聞こえたので虐待を疑って、アニマルポリスに電話した。

※ センター対応案件：・・・飼い主のしつけの問題として市センターへ